No. 7

若さあふれる行動派。

市川市議会議員

坂下しげき

http://gogo-shigeki.com

紙面では書ききれない坂下しげきの政治姿勢・政治活動を
ぜひインターネットのホームページでご覧ください！

坂下しげきのプロフィール

昭和49年11月19日（さそり座）
国府台病院で生まれる。血液型　A型
北国分・東国分・曽谷・国分・中国分5丁目へ。
現在は、中国分3-9-5に在住。
市川市立百合台幼稚園、曽谷小学校、
第一中学校、県立船橋法典高校、
日本文化大学法学部卒業
学生時代より
千葉県議会議員**金子和夫**事務所所属。
卒業後も**秘書**として6年間努める。
平成15年4月27日に行われた、
市川市議会議員選挙で初当選する。
・行徳臨海部特別委員会 副委員長
・総務委員会委員・議会運営委員会委員
・交通対策審議会委員
・廃棄物減量等推進審議会委員
・市川市青少年相談員・市川市消防団団員
・船橋法典高校同窓会副会長
・マリスクラブ千葉 顧問

●9月議会は、議場において一般質問及び5つの議案質疑を行い、計3時間30分質疑・質問を致しましたのでご報告申し上げます。
●12月議会は、議場において一般質問及び3つの議案質疑を行い、計2時間30分質疑・質問を致しましたのでご報告申し上げます。（質問等の全文はホームページに掲載しております。）

平成16年9月議会　●一般質問

1、教育体制の充実について
教育委員会と市長部局との関係

教育体制については、地方分権・三位一体改革に関連した流れの中で、大きな変化を迫られており、財政的にも体制的にも国の大きな変革に市町村が翻弄されている形になっております。しかし、この変化を地方分権として捉えるのではなく、地方主権という能動的な捕らえ方をして、どのような体制になっても、市川市は子どもたちの教育を最高なものにしていく体制を整えなくてはなりません。
そこで本市の教育委員会制度の問題点と教育関連予算についての考え方について質問致しました。

2、市民の生命・財産を守る消防体制について

市町村が適正な消防力を整備するに当たっての指針として、国が示している「消防力の基準」があります。この基準と市川市の現有消防力を比較すると、消防ポンプ自動車、化学車などの数が大きく基準を下回っております。また消防署の他に、万一の災害時の活動の担い手と期待されている地域住民の方々による消防団があります。しかし、この消防団の詰所は大変老朽化しており、消火ホースも水漏れがあり、ホースの口と消防自動車のつなぎ目がしっかりと固定さ
れず、緊急の消化活動に使用できるか非常に疑問な状態のものもあります。市は、市民生活の安全を守るという役割は果たさなければなりません。財政難にあっても民間の手法を取り入れて全体的なコストを追及し、市民の安全確保という市の絶対義務である事業に、予算を振り分ける努力が必要です。
従いまして、消防の施設整備をはじめ、各種予算の確保と今後の整備について質問致しました。

3、政策過程への市民参加

（1）予算編成について
（予算による政策の統合）

急激な地方分権化や財政力の低下時期においては、市民の税や負担金が増加され、逆にサービスが削減されるなど、予算編成は、市民生活に直接影響を及ぼします。従って市は市民に対

していくことが責務となります。
市民の方との協働を目指すのであれば、事業計画と予算の執行と事業評価の過程と、その公表が重要になり、また、決算主義でいかないと市の政策の方向が定まらなくなります。そして、執行管理を怠ると財源に深刻な影響が出ます。経常収支比率や財政調整基金の確保を行わなければ、将来に支障が出ますし、予算を庁内分権化しても経常収支比率が高ければ政策的な財源配分機能は事実上無くなります。
そこで、他市のような予算編成の積極的公表と予算の執行管理について質問致しました。

（2）パブリックコメント条例の制定

パブリックコメントは、政府では、平成11年3月の閣議で決定されたもので、政策意思決定過程に市民が参加するシステムであります。この制度の導入について質問致しました。

【議案質疑1】
市川市住民基本台帳カード（以下「住基カード」）の利用に関する条例の制定について

この条例は、住基カードを多様な目的に利用できるようにするものです。住基カードを作成することにより、住民票を自動交付機で受け取れるサービスなどがありますが、各自治体が条例を制定することにより、独自のサービスを住基カードに付加することができるようになります。住基カードには個人情報保護の観点から大きな問題が前提としてありますが、本市の当該条例はサービスの拡大を図るものであります。主に以下の2点について質疑致しました。
①住基カードにより機械（自動交付機）で住民票や印鑑証明が取れることになりますので、悪用されると個人の財産等に危険が及びます。従って住基カードを用いて、住民票の写し等を誰に交付できるのか。また本人確認をどのように行うのか。
②住基カードを利用して、自治体独自のサービスを行えるようになりますが、本市が選んだサービスが市民ニーズ調査に基づいて行われなかったことについて。

【議案質疑2】
市川市立市川保育園・市川市立行徳第二保育園における指定管理者の指定について

市川保育園・行徳第二保育園を指定管理者（民間事業者等）に管理を代行（外部委託）させるためのものです。問題としては、従来市が直接管理していた保育園の運営を民間事業者等に行わせるにあたって、その事業者の選定方法、選定基準、質の確保が適切に行えるかということであります。この点を中心に質疑を致しました。

【議案質疑3】
平成16年度市川市一般会計補正予算（第1号）

雨漏りがひどく老朽化した保育園の屋根の修繕について提案がありました。補正予算は、当初予算に対して、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他の変更を加える予算を言うものでありますので、通常、補正で計上される修繕は、応急措置的な修繕が計上されるものと考えられます。しかし、屋根の老朽化は急に起こったことではなく、当初予算計上時から分かっていたことで、このような老朽化した施設は、園児に対しても危険です。従って、当初で計上できるものについては、予算の無駄を無くし、財源を確保し、補正で行わず、当初予算で計上し、迅速な修繕を行う必要があることを質疑致しました。また、施設に関わる工事については、施設修繕料と工事請負費という予算科目があり、今回は施設修繕料でありましたが、この科目は入札方法が工事請負費と異なり、業者選定が明確でない場合があります。従いまして、予算科目を施設修繕料と工事請負費のどちらで計上するのか市の判断について質疑致しました。
また、コミュニティーバスについての計画について質疑致しました。

【議案質疑4】
市川市立妙典中学校校舎増築工事請負契約について

この契約は、請負代金額約2億8,400万円のものです。以下の問題点を中心に質疑致しました。①入札における競争性について②中学校の増築工事による環境衛生（学校環境衛生基準）面に配慮した設計・仕様内容について③一度入札を取り止めた後、予算を流用して入札が執行された経緯について

【議案質疑5】
平成15年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

本市の決算で大きく注目されることのひとつは予算の流用が目立つことであります。特に施設修繕料、委託料、工事請負費において顕著な傾向であります。例えば、工事請負費については、旧大町診療所の工事が当初予算として計上されておりましたが、旧大町診療所の工事は執行されず、市長室冷暖房機械改修工事などを流用執行しております。必要かつ高額な経費は当初予算・補正予算で計上し、議会の審査を経て執行するべきであります。予算の流用は、行政のサービスを迅速に行える手立てでありますが、流用の乱用は無駄遣いに繋がり財政を圧迫し、市民や議会のコントロールを逸脱するものでありますので、この点を中心に質疑を致しました。

進め！熱血男児

平成16年12月議会　●一般質問

1、災害時における危機管理体制と市の責務について

私は10月23日に発生した新潟県中越地震のボランティアとして活動させて頂くために、被災地に向けて10月31日深夜に市川を出発し、翌朝十日町市ボランティアセンターでボランティアの登録を行い、11月4日まで十日町市と小千谷市でボランティアとしてお手伝いさせて頂きました。私は現地で、被災者の方々の生の声や、リアルな被災状況、そして市町村の職員の方のお話を直接伺い、平常時の防災と災害後の対策の重要性について恐怖を感じながら経験してまいりました。
そして市川に戻った翌日の5日の朝から3日間市川市内各所で募金活動を行い、33万数千円の募金をお預かり致しました。このお預かりした募金を11月13日に山古志村、小千谷市、川口町の災害対策本部で、直接各市町村の助役さんにお渡ししながら、現状を伺って参りました。
今回の一般質問では、私が被災地でのボランティア活動等を通じて経験したことの中から、災害時における危機管理体制と市の責務について、緊急性、重要性が高いと判断したものから、時間の許す範囲で数点の質問を致しました。

駅頭にて募金活動

(1)今後の危機管理体制について
災害時においては、行政機関の迅速な決定・判断が多くの市民の生命を左右することになります。
例えば、大規模な災害によりその被害が、地方自治体の災害対応能力を超える場合は、災害対策基本法により、市長は、都道府県知事に対し、自衛隊法の規定による派遣要請をするよう求めることができます。また、新潟県中越地震のように知事との連絡が取れない場合には、市長は直接防衛庁長官等に通知することができます。このように災害時に市長は、市民の生命と安全を守る重大な責務を負うことになります。しかし現在本市では、市長が海外渡航しても市長の職務代理者を置いておりません。職務代理者を置かない理由のひとつが現在は通信手段が発達し、海外にいる市長と連絡が取れるということであります。しかし、新潟県中越地震においては、通信手段が発達した現在においても、電話はおろか災害無線まで途絶えました。そこで、市長が海外渡航等不在時などの危機管理体制はどのようになっているのか、また、自衛隊の災害派遣の要請等はどのように行うのか。そして重責を担う市長が海外渡航等において職務代理者を置かないという判断について質問致しました。

2)ライフラインの整備及び各方面との協力体制について
私は、ボランティアとして水道の復旧作業のお手伝いもさせていただきました。平常時の上水道の整備状況が被害規模に影響します。また、上水道の破損は避難生活に重大な打撃となります。
そこで、本市の上水道の設備改善について強く要望致しました。
又、本市は、今年10月、2つの大きな台風に見舞われ、被害がでました。集中豪雨による道路冠水など都市型の浸水被害が市内各所で起こっております。計画的
かつ迅速な整備を提案致しました。

(3)情報管理について
十日町市では市のシステムである庁内ランが被害を受け一時システムが機能しなくなったということです。市川市はIT化が進んでおりますが、地域防災計画には、震災時などの情報システムに関する対策がありません。そこで、個人情報の流出や、災害時の事務処理が停滞することのないよう、また被害が最小限に留まるような対策、地域防災計画での積極的な管理体制を構築することを強く提案致しました。

被災地にて
ボランティア活動

(4)防災倉庫備蓄品について
本市には防災倉庫がありますが、関東地方一帯が大災害に見舞われることを想定すると、とても万全とは言いがたい状態ですので、近隣市町村に及ぶ災害にも耐えられる備蓄計画の要望を致しました。

(5)災害対策基金について
市が災害時に必要となるものの一つは、即時に支出できる現金であります。万一、本市で災害が起こってしまった場合に、市民の方々の復興活動のために思い切った支出を行えるような基金の創設が望まれます。そして、冒頭で申し上げました募金活動中に伺ったお話の中で、寄付を行いたくても、現在は振り込め詐欺をはじめ、様々な犯罪があり、どこに寄付をしたら良いか分からないというお話も多くありました。このような現状も踏まえ、災害対策基金条例を制定し、いつでもいくらでも市民の方が寄付できる基金をつくり、被災地への送金や、災害ボランティア活動等に対しても活用していくことが考えられます。そこで、防災意識の高揚と、万一の災害に備えた基金の創設を提案致しました。

2、アウトソーシング（外部委託）について

外部委託に関する本市の基準の策定の予定及び公表について、また、公の施設の管理運営に関しては、他市の多くでは、管理主体について、直営、或いは、指定管理者でも公募しない施設等、具体的に公表しておりますので、本市での決定事項と公表について質

3、外郭団体の経営改革について

外郭団体や第三セクターの経営不振やコスト高は、市の財政に少なからず影響を与え、市民サービスの向上に資することにならないといった声があります。また、以前は法規制により外郭団体等でなければできない業務がありましたが、現在は法制度改革が行われ、そのような規制が緩和されております。他市では、市の出資団体に対する指導、監督、支援のあり方について基本方針を策定し、外郭団体の見直し、統合、廃止を行い、市OB役員の退職金の廃止、経営評価システムの導入、監査法人による経営評価の実施、公表を行っております。また、総務省も第三セクターに関する積極的な運営改善、事業の見直し、民間譲渡など抜本的な対応を求めております。しかし、本市では外郭団体に関する基本方針の策定は無く、監査法人による経営評価の実施なども聞いておりません。このような状況にも関わらず、平成16年6月議会において、一定の施設については従前どおり外郭団体が「直接管理していくことが正しいと理解している」という答弁がありました。大きな政策的観点から公の施設の運営を従前どおり外郭団体に任せることも市長の政治的判断でありますが、管理運営費は税金でありますから市民の視点に立てば、良質のサービスを低コストで受けるのが当然であり、様々な検証が客観的に行われなければ安易に判断できない問題であります。そこで、本市の外郭団体における経営改革への関与と今後のあり方について質問致しました。

4、財源確保について

市川市の第二次財政健全化計画の平成17年度目標は、経常収支比率85%以内、公債費比率10%であります。国の三位一体改革による地方交付税・臨時財政対策債の大幅な落ち込みや、扶助費の伸び、新規事業による借り入れ増などにより達成が危ぶまれます。今後の財政計画は数値目標だけではなく、質の高いものにする必要があり、質の高い政策を実施するには経常収支比率を抑える必要があります。災害はいつ起きるかわかりません。必要経費は確実に確保しながら不用額の管理、基金の確保を積極的に行う必要があります。そこで、①予算計上方法、不用額の管理方法及びインセンティブ制度のあり方②災害に備えた財源の現在高及び財源の確保③防災予算の確保について質問・提案致しました。

5、行政事件訴訟法の一部改正について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律が平成17年4月1日施行になります。
今回の改正は、「国民の権利利益のより実効的な救済手続きの整備」が主眼となっております。これは、市民の権利利益の救済範囲の拡大であり、逆に市にとりましては今回の改正を踏まえて提起されてくる様々な問題に的確に応えていく準備が必要となります。
改正は多岐広範囲に及んでおりますので、法改正に伴う形式的な手続きの整備について質問・提案を行

【議案質疑1】
市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の制定について

現行の総合福祉センターを再編成し、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するための施設として平成17年4月1日から供用開始を予定しているこども発達センターを設置するものです。
当該センターは、条例施行後本市のこどもに関する事業の重要な役割を果たすことから、以下の点を中心に質疑致しました。①利用者のニーズを反映しているのか②第159回国会において成立した児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律に基づく児童虐待防止等に関する施設としての役割はないのか③様々な家庭環境に適応できるような利用許可制度のあり方について

【議案質疑2】
市川市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

平成17年4月1日から供用開始を予定している中国分スポーツ広場（少年サッカー、フットサル、ゲートボール等の運動施設）の設置及び管理についての審議です。
新設される当該広場が継続的、有効的、効率的に運営されるよう以下について質疑致しました。①当該広場の整備費用とその妥当性及び利用料金について②ナイター使用時間帯における警備状況、近隣住民の方への影響等③広場近隣環境の整備（バスの運行の増便等）④管理運営に関るランニングコスト及び経費削減・サービス向上化の提案（指定管理者制度の導入）

【議案質疑3】
平成16年度市川市一般会計補正予算（第3号）

インフルエンザ、おたふくかぜ、風しん等の個別予防接種委託料や成人病健康診査、がん検診委託料等について補正予算案が提出されました。これらの予防費は市民ニーズが高い事業であります。しかしながら過去3年間の予算・決算を調べてみると、毎年予算の補正・流用を繰り返していることがわかりました。つまり、市民ニーズが高い事業であるにも関わらず、毎年当初予算でニーズに応えるだけの歳出額を確保していないということなのです。市民の健康維持や予防に関する事業は重要であり、この事業は、市民ニーズも高いという現状を踏まえ、市として決算額に基づく無駄のない予算をしっかり計上すべきであると質疑致しました。また、これらの予防接種や成人病検診の周知が足りず、受診されていない方も多くおりますので、当初予算でしっかり歳出を確保し、周知を行うことも提案致しました。
その他、国府台3号踏切道改良工事に関わる事業負担金等についても質疑致しました。

進め！熱血男児